

第1章 振興計画策定について

1. はじめに

三重県は、荒茶生産量全国第3位の茶産地です。県内ほぼ全域が生産適地で、茶栽培の歴史は10世紀初頭にさかのぼる古くからの産地ですが、食生活の多様化などにより栽培面積・生産量は減少傾向にあります。本振興計画は、本県茶業の持続的な発展に向け、生産者や関係者が一丸となって茶生産に取り組むとともに、県民が伊勢茶に親しむ暮らしを楽しみ、伊勢茶のブランド確立と消費拡大をめざしていくためのものです。
2. 振興計画の位置づけ

「お茶の振興に関する法律」第3条、「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」第12条に基づく振興計画であるとともに、「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画」のうち、茶業振興のための具体的な取組指針となるものです。

3. 計画の期間

令和9年度～18年度の10年間。概ね5年毎、また情勢の変化等をふまえ適宜見直します。

第2章 三重県茶業の現状と課題

- 1 生産流通の現状
- 茶栽培面積、荒茶生産量は減少傾向
 - 緑茶の生産者価格は令和7年から上昇
 - 産出額は、県全体の農業産出額1,218億円のうち4.1%（50億円）
 - 生産者数、製茶工場数は減少傾向
 - 年間生葉処理量100t以上の工場数はほぼ維持
 - 栽培経営体1戸当たりの経営面積、製茶工場1軒当たりの取扱面積は拡大
 - てん茶、もが茶、玉露の生産が増加、かぶせ茶、煎茶は減少傾向
 - 新品種の栽培面積は増加傾向、品種構成は「やぶきた」が84.5%
 - 燃料、資材価格等の上昇による生産コスト増加
 - 市場の体制強化の進展、契約栽培やBtoCなど取引が多角化
 - GAP認証取得・維持が進展
- 2 消費動向の変化
- 1世帯当たりの緑茶（茶葉）の購入数量は全国的に減少傾向、津市は横ばい
 - 津市の1世帯当たり緑茶購入数量は、968g（令和5-7年の平均）で全国3位
 - 消費者のリーフ茶購入先はスーパーやECサイトを含む通信販売が増加
- 3 茶業を取り巻く環境の変化
- 日本茶、特に粉末状の緑茶の輸出量および輸出額が大幅に増加
 - EU・英国向けで大きな割合を占める有機栽培茶の輸出量が増加傾向
 - 気候変動により夏期、秋期の高温が顕著

第3章 伊勢茶振興に向けた基本的な考え方

1. 伊勢茶振興の果たす役割
- 伊勢茶は、生産から加工・流通・販売まで関連する業界が広く地域経済を支える重要な産業です。また、その歴史文化・景観は県民が誇る貴重な財産です。本県茶業の維持・発展向け、伊勢茶振興に取り組む必要があります。
2. めざすべき将来の姿
- 需要拡大に対応し伊勢茶が安定的に生産・供給され、将来にわたってそのブランドと産地が守られている。
 - 多様な茶業者が共生しながら、三重県茶業が持続的に発展している。
 - 伊勢茶に親しむ暮らしが県内に広がり、県民が伊勢茶に対する愛着を持っている。
 - 伊勢茶が育んできた文化・伝統が大切に継承され、地域の誇りとして根付いている。
3. 県のこれまでの取組
- 産地が抱える課題の解決に取り組む産地構造改革プロジェクトを支援
 - 国事業を活用した茶関連施設の新設・増設、機器や資材の導入等を支援
 - 「伊勢茶輸出プロジェクト」の活動により、伊勢茶ブランドの海外販路開拓モデルを構築
 - 伊勢茶マイボトルキャンペーンの推進や各種イベントでのPR、伊勢茶関連商品の開発支援、飲食店と連携したメニューキャンペーンの実施、教育機関と連携したアイデアコンテストの開催など、魅力発信や活用方法拡大に向けた取組を実施
4. これまでの取組をふまえた新たな計画における取組方針
- 需要拡大に応じた伊勢茶の安定供給を実現する生産体制の強化
 - 茶園の集積・集約等による持続可能な生産構造の確立
 - 収益性の高い経営体の育成
 - 国内外における販路拡大の促進
 - 第三者認証の取得・維持等を通じた流通販売体制の強化
 - 伊勢茶に親しむ暮らしを通じた県民の伊勢茶に対する愛着の醸成
 - 茶種ごとの特長や、歴史・文化・景観など多様な魅力の発信
 - 消費需要の変化に対応した商品・サービスの創出

第4章 伊勢茶振興に向けた施策の展開

取組方向	具 体 的 な 取 組
I 需要拡大に応じた伊勢茶の安定供給の実現	① 改植や栽培技術の高度化による単収の向上 ② 茶園管理における生産効率の向上 ③ 製茶能力の向上 ④ 需要に対応した茶生産の拡大 ⑤ 各茶種の特長をふまえ特に注力する取組
II 三重県茶業の持続的な発展を支える構造の確立	① 産地のめざすべき姿の共有と基盤整備 ② 茶業従事者の確保と次世代経営者の育成 ③ 実需者に求められる第三者認証の取得・維持の促進 ④ 経営安定に資する情報提供体制の充実と販路拡大支援
III 伊勢茶に親しむ暮らしの推進とブランド力の強化を通じた消費拡大	① 伊勢茶に親しむ暮らしの推進 ② 伊勢茶学を通じた食育活動の推進 ③ 伊勢茶の新たな価値の創出と伝統の継承 ④ 県外・海外へのプロモーション

指標	現状（R7）	目標（R18）	対応する取組方向
全国の茶生産量に占める三重県産のシェア ※三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画（第4次計画）における目標指標	7.50 % （R6）	7.65 % （R17）	I
1経営体当たりの茶園面積	2.85 ha	4.18 ha	II
新たに設置された伊勢茶体験ができる施設の数	-	20	III
伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数	508 箇所	780 箇所	

- 第5章 計画の推進体制
- 計画に基づく取組は、県をはじめ三重県茶業会議所、三重茶農業協同組合、JA全農みえ、JA、市町等と連携して推進します。重点的に取り組む必要のある課題については、プロジェクトを設置して取り組みます。

新たな「伊勢茶振興計画」施策展開の概要（中間案）

取組方向Ⅰ 需要拡大に応じた伊勢茶の安定供給の実現

茶種共通の取組方向

① 改植や栽培技術の高度化による単収の向上

- ・高収量性・高付加価値品種への転換や改植の促進
- ・気候変動に対応した栽培技術の開発・普及の推進
- ・需要の多様化に対応した栽培技術の開発・普及の推進

② 茶園管理における生産効率の向上

- ・作業効率化に資する農業機械の導入の促進
- ・スマート農業機械の実証・生産現場への導入の促進
- ・コストを節減できる栽培管理技術の普及推進

③ 製茶能力の向上

- ・製茶能力の向上、需要に即した製茶工程への転換の促進
- ・製茶施設の新増築や再編・集約の取組の支援

④ 需要に対応した茶生産の拡大

- ・輸出向け防除技術の開発、海外市場で評価される茶葉の生産技術の開発・普及等、輸出向け生産の促進
- ・有機栽培技術の実証・普及の推進

各茶種の特長をふまえた取組方向

⑤ 各茶種の特長をふまえ特に注力する取組

（ア）煎茶

- ・圃場条件や規模に応じた機械の導入や省力栽培技術の普及を推進
- ・飲料メーカーとの契約栽培では、高収量性品種への転換、安定した品質と収量を確保できる栽培管理技術の普及を推進

（イ）深蒸し煎茶

- ・生産工程の効率化や栽培加工技術の継承を促進

（ウ）かぶせ茶

- ・被覆適性の高い品種への転換の促進
- ・規模拡大や生産工程の改良による効率化
- ・気候変動に対応した被覆、整剪枝管理、施肥管理の導入促進

（エ）てん茶

- ・てん茶向け品種への転換、輸出向け生産、有機栽培の導入促進

（オ）もが茶

- ・輸出向け生産、有機栽培の導入促進

取組方向Ⅱ 三重県茶業の持続的な発展を支える構造の確立

① 産地のめざすべき姿の共有と基盤整備

- ・産地のめざすべき姿の共有に向けた取組を促進
- ・小規模な基盤整備による作業効率化の促進
- ・放棄茶園の発生防止に向けた産地での茶園情報共有等の基盤づくりの促進
- ・めざすべき姿の実現に向けた集積・集約化、基盤整備の促進

② 茶業従事者の確保と次世代経営者の育成

- ・法人や生葉生産専業での就農、茶園・茶工場の継承等を含め、希望者が円滑に就農できる仕組みづくりの促進
- ・大規模経営を担うことのできる生産者の育成
- ・多様な働き手が茶生産に携わることのできる環境づくりの促進

③ 実需者に求められる第三者認証の取得・維持の促進

- ・GAPや有機JAS等、第三者認証の取得・維持の促進

④ 経営安定に資する情報提供体制の充実と販路拡大支援

- ・経営判断の材料となる情報等を提供する体制の充実
- ・自販等多角化経営の取組、多様な消費者ニーズに対応した商品の開発・創出を促進
- ・茶＋他作物、茶＋加工（6次化）、茶＋観光（茶ツーリズム）などの複合経営を促進
- ・三重県農林水産物・輸出促進協議会と連携した伊勢茶輸出支援
- ・伊勢茶輸出促進プロジェクトを通じた海外販路拡大の促進

取組方向Ⅲ 伊勢茶に親しむ暮らしの推進とブランド力の強化を通じた消費拡大

① 伊勢茶に親しむ暮らしの推進

- ・伊勢茶マイボトルキャンペーンによる飲用機会の定着促進
- ・伊勢茶初摘みの日、伊勢茶に親しむ月間におけるPRの実施
- ・伊勢茶振興の取組をたたえる顕彰や乾杯キャンペーンの実施
- ・茶種ごとの特長、歴史・文化などの魅力発信
- ・県民が伊勢茶に親しむ暮らしの推進に主体的に取り組める仕組みづくり
- ・「みえ地物一番の日」キャンペーン等を活用した地産地消の促進

② 伊勢茶学を通じた食育活動の推進

- ・教育現場での伊勢茶学の導入・活用の促進、次世代を担う若者が伊勢茶について学ぶ機会の提供の促進
- ・伊勢茶学と茶の知識を合わせ持つ伊勢茶スペシャリストの育成
- ・伊勢茶学と茶の知識を合わせ持つ伊勢茶スペシャリストによるPR活動の促進

③ 伊勢茶の新たな価値の創出と伝統の継承

- ・コト消費需要に対応した体験型商品・サービスの創出の促進
- ・健康効果等の情報発信や高付加価値商品の開発の促進
- ・県内の茶に関する伝統の継承
- ・萬古焼・伊賀焼などの伝統工芸品や地域特産物との連携による新たな価値・魅力の創出の促進

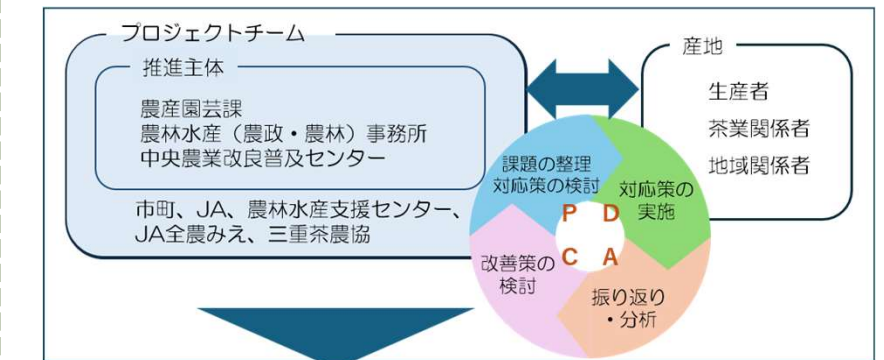
④ 県外・海外へのプロモーション

- ・三重テラス等を活用したPRの実施や関係団体によるPRの支援
- ・宿泊施設・飲食店等と連携した伊勢茶に親しむ機会の提供促進
- ・観光・食・物産が一体となった海外プロモーションの推進
- ・地理的表示(GI)保護制度の活用
- ・伊勢茶の魅力を自ら発信するファンの県外・海外での育成

プロジェクトの推進体制と取組

産地構造改革プロジェクト

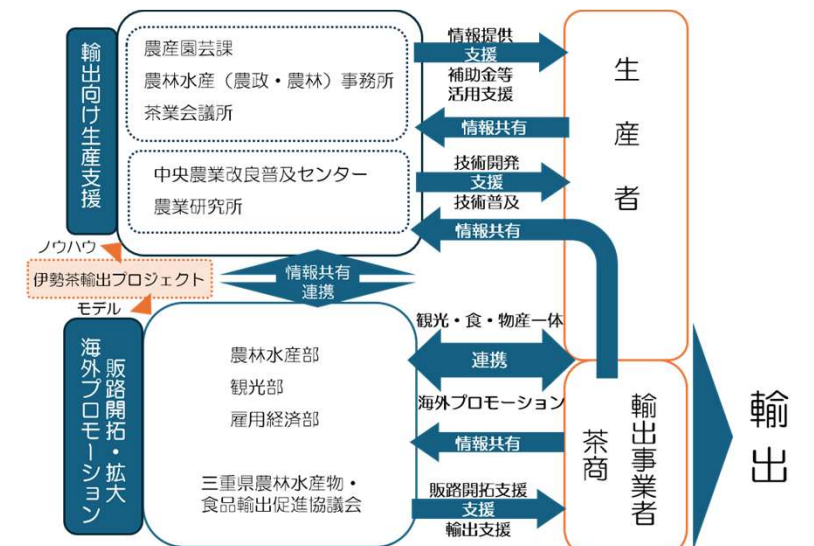
産地のめざすべき姿の共有、実現に向けての取組を視野に入れながら、産地ごとの課題解決に取り組み、生産者の持続的な生産や経営安定化・収益向上に取り組めます。



地域のめざすべき姿に向けての取組

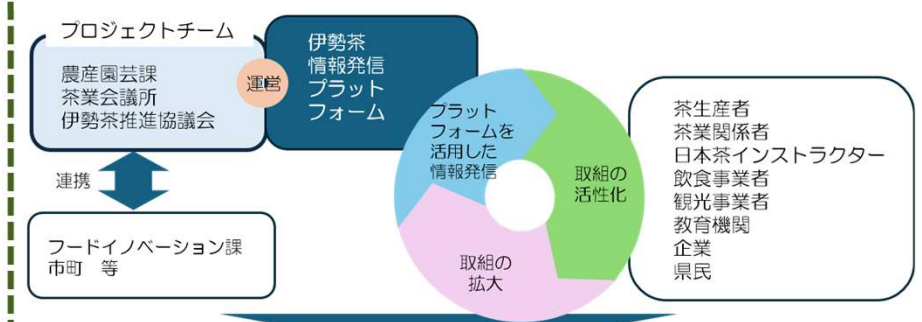
伊勢茶輸出促進プロジェクト

輸出向け生産の拡大を促進するとともに、輸出に関心のある県内の茶事業者において、伊勢茶輸出プロジェクトで構築した販路開拓モデルの波及を図り、輸出拡大を促進します。



伊勢茶に親しむ暮らし推進プロジェクト

県や茶業関係者だけでなく県民も参加できるプラットフォームを設け、伊勢茶振興に主体的に関わることのできる仕組みづくりを進め、県民全体で伊勢茶に親しむ暮らしを推進します。



伊勢茶に親しむ暮らし拡大・伊勢茶消費拡大

「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況（令和7年度版）について

別添 2

「三重の森林づくり基本計画（令和7年度～令和16年度）」に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指 標	目標（R7）	実績（R7）	目標（R16）
公益的機能増進森林整備面積（累計）	2,290ha	1,832ha	22,900ha
再造林面積	137ha	150ha	471ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	20地区	20地区	200地区
森林境界明確化面積（累計）	38,400ha	38,535ha	63,600ha

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- 森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ソーニングに応じた適切な森林整備を推進し、植栽や下刈、間伐等の森林整備を3,953ha実施しました。

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- 山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃渓流の復旧整備等に取り組むとともに、機能が低位な保安林の健全な成長を促進させるための調整伐等を実施しました。
- みえ森と緑の県民税を活用して、流木となる恐れのある危険木の除去や流域の防災機能の強化を図るための森林整備等を実施しました。

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- 森林経営管理制度の円滑な実施に向けて市町への支援に取り組んだ結果、令和7年度末までに23市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、14市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち13市町が市町村森林経営管理事業を実施しました。



みえ森林経営管理支援センター
による支援
(市町担当者向け研修会)

基本方針3 森林文化及び森林教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

指 標	目標（R7）	実績（R7）	目標（R16）
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,228千人	1,295千人	1,401千人
森林教育に取り組む小学校数	139校	154校	230校

基本施策3-(1)森林文化の振興

- 森林や木に親しみ、その大切さを知っていただくため、みえ森と緑の県民税を活用して「こども森の写真教室」を開催したほか、「第12回みえの森フォトコンテスト」を開催し、優秀作品を公共施設やショッピングセンター等で展示しました。
- 自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを開催しました。



自然体験ツアーの開催

基本施策3-(2)森林教育の振興

- 森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として、新たに8施設を認定しました。
- 教育・保育関係者をはじめとする参加者が交流を図り、森林教育について考え話し合う場とするため、「第4回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。
- 「みえ森林教育ビジョン」の実現に向けた取組がさらに促進されるよう、「みえ森林教育プログラム」（第2版）を作成し、県内全ての小中学校に配付しました。



第4回みえ森林教育シンポジウム

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指 標	目標（R7）	実績（R7）	目標（R16）
県産材素材生産量	457千m ³	426千m ³	612千m ³
森林経営計画等の面積	45,440ha	47,073ha	69,290ha
林業人材育成人数（累計）	455人	473人	1,085人
製材・合板（A・B材）工場における県産材需要量	199千m ³	139千m ³	282千m ³

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- 林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、航空レーザ測量成果を用いた森林資源情報の解析を実施したほか、林業現場におけるスマート技術の実装を先導するコア技能者の育成に取り組みました。
- 県行造林で創出したJークレジットについて「美し国みえ森林Jークレジット」として入札販売を実施し、合計180tのCO₂を販売しました。

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- 次代を担う林業の人材育成を進めるため、「みえ森林・林業アカデミー」において各種講座を開催し、基本3コースに県内外から新たに29名の受講生が参加したほか、より専門性の高い技術等を習得する選択講座に延べ186名が参加しました。
- 林業の新規就業者の確保に向けて、首都圏等での就業・就職フェアにおける就業相談を行ったほか、就業希望者を対象とした体験研修やインターンシップ等を実施しました。



「美し国みえ森林Jークレジット」
購入証明書交付式

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- 中大規模建築物等の木材利用を促進するため、建築士のスキルアップや行政職員等を対象とした研修会を開催したほか、木造非住宅建築物の設計支援や構造用製材の購入支援を行いました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画を推進します。

指 標	目標（R7）	実績（R7）	目標（R16）
三重の森づくり運動参加者数	17,000人	15,975人	19,000人
木づかい宣言事業者数（累計）	60者	62者	120者

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

- 大台町及び菟野町において、新たに2件の「企業の森」の協定が締結され、企業による森林整備が進められました。
- 県民の皆さんのもりづくりに対する意識を醸成するため、尾鷲市の県立熊野古道センターにて「みえ森林フェスタ2025尾鷲」を開催し、約800名が来場しました。



みえ森林フェスタ2025尾鷲

基本施策4-(2)木づかいの促進

- 日常生活や事業活動で使用できる魅力的な木製品を表彰しPRする「みえの木製品コンテスト2025」を開催するとともに、これまでのコンテスト受賞作品を三重県「木づかい宣言」登録事業者の事務所や店舗等で展示し、広く県民に向けてPRを行いました。
- 民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「三重県「木づかい宣言」事業者登録制度」を推進した結果、新たに5事業者を登録し、令和7年度末時点の登録者数は62事業者となりました。



「木づかい宣言」登録書 授与式

前 文

条例制定の背景や趣旨などを明確にし、県民等に分かりやすく伝えるため、前文を置くこととします。

- 【条例制定の背景】
- 森林の重要性、林業経営の構造的な課題や採算性の悪化
- 地球温暖化問題の社会的関心の高まりによる、カーボンニュートラルへの森林の貢献への期待
- 【条例の必要性】
- Ｊークレジットの収益を活用した森林整備、林業活性化が必要
- 【めざす姿】
- 森林の適切な整備及び保全並びにカーボンニュートラルの実現

目的	本条例で定める内容と、それにより達成したい目的を示します。 ○森林由来Ｊークレジットの創出及び活用を推進し、森林の適切な整備及び保全並びに林業経営の安定を図り、もってカーボンニュートラルの実現及び林業の持続的発展に寄与	県の責務	本条例の目的を実現するため、県の責務を規定します。 ○森林由来Ｊークレジットの創出及び活用に関する施策を総合的に推進する
定義	本条例において、基礎的かつ重要な用語について定義します。 ○Ｊークレジット制度 国内における地球温暖化対策のための温室効果ガスの排出削減・吸収量認証制度 ○Ｊークレジット Ｊークレジット制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量 ○森林由来Ｊークレジット Ｊークレジット制度における森林分野の方法に基づいて認証された二酸化炭素吸収量 ○実施者 森林由来Ｊークレジットの創出取組を実施する者 ○森林所有者等 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者 ○推進区域 森林由来Ｊークレジットの創出の推進を図るために知事が指定する区域	関係者の役割	本条例の目的を実現するため、市町、実施者、森林所有者等の役割を規定します。 ○市町は、県、実施者及び森林所有者等と連携協力の下、森林由来Ｊークレジットの創出及び活用の推進に努める ○実施者は、実施対象森林の適切な経営及び管理を行うとともに、県の施策に協力するよう努める ○森林所有者等は、森林の整備及び保全が図られるよう努めるとともに、県の施策に協力するよう努める
基本理念	本条例の目的を実現するための基本理念を規定します。 ○森林由来Ｊークレジットの創出・活用の推進は、森林の適切な整備及び保全並びに林業経営の安定が図られることに鑑み、県、市町、実施者及び森林所有者等の連携協力が必要	基本的施策	本条例の目的を実現するため、基本理念を踏まえた県が取り組むべき基本的施策を規定します。 ○森林由来Ｊークレジットの創出促進 ○森林由来Ｊークレジットの活用促進 ○森林施業の集約化 ○スマート林業の推進 ○林業の担い手の育成・確保 ○森林整備の促進
		推進区域の指定	本条例の目的を実現するため、森林由来Ｊークレジットの創出を推進する区域に関することを規定します。 ○区域の指定の考え方 ○区域の指定及び公表方法 ○関係市町の意見聴取 ○区域の変更・解除の方法